

東日本大震災における仙台市の廃棄物処理に係る対応状況

この資料は「平成 23 年度第 1 回仙台市廃棄物対策審議会資料」及び「平成 23 年度社団法人全国都市清掃会議総会資料」より作成した。

1. ごみ処理の正常化及び震災廃棄物対応経過

月 日	内 容
3月11日	東日本大震災発生（M9.0、津波高さ7.2m（仙台港、暫定値））
3月14日	葛岡工場稼働開始（3/19全炉通常運転）
3月15日	家庭ごみ定日収集（週2回）し尿収集開始 震災ごみ仮置場開設（各区1カ所、計5カ所）
3月17日	今泉工場稼働開始（3/23全炉通常運転）
3月24日	浸水ごみ収集開始（宮城野区・若林区の浸水地域）
3月29日	缶・びん・ペットボトル等定日収集開始 資源化センター、粗大ごみ処理施設稼働
3月30日	蒲生搬入場一部区域供用開始 人命救助等に係るがれき等の搬入場へ搬入開始
4月4日	紙類定日収集開始 道路啓開ごみの除去開始（宮城野区）
4月5日	被災自動車（公道上）除去及び搬入場搬入開始
4月14日	津波がれき除去（宅地）問い合わせダイヤル開設
4月15日	被災自動車（宅地）への除去告知文書貼付開始 井土搬入場一部区域供用開始 道路啓開ごみの除去開始（若林区）
4月17日	松森工場稼働開始 （4/24全炉通常運転（震災発生から45日で焼却工場全稼働））
4月18日	蒲生搬入場全区域供用開始 被災自動車専用ダイヤル開設
4月19日	被災自動車（宅地）の除去及び搬入場搬入開始
4月22日	宅地内がれきの除去・搬入場へ搬入開始
4月25日	プラ製容器包装定日収集開始（週1回）
5月2日	家庭ごみ・プラ製容器包装指定袋収集再開 粗大ごみ・臨時ごみ受付再開
5月9日	市処理施設（焼却・破砕）への自己搬入受付を再開 （震災発生から60日でごみ処理正常化）
5月10日	震災ごみ仮置場 全閉鎖
5月23日	被災家屋の解体・除去申請受付開始 高齢者世帯等の戸別収集開始
7月1日	被災家屋等の解体・除去助成制度の受付開始 農地内がれき撤去開始
8月22日(予定)	損壊したブロック塀の解体・除去受付開始

2. 仙台市の震災廃棄物の処理の考え方

- (1) がれき等の震災廃棄物はできる限り短い期間に撤去・処理
 - ・発災から1年以内に撤去、3年以内に処理を完了
- (2) 震災廃棄物の発生場所に近い場所に搬入場を整備し中間処理
 - ・搬入場（計3箇所、約100ha）内に破砕施設、焼却施設を設置し、震災廃棄物の早期安全化・安定化・減量化を推進
 - 津波漂着ごみは特に腐敗等のおそれがあるため、早期の適正処理、資源化が必要
- (3) 分別の徹底によりできる限りの資源化・適正処理
 - ・撤去現場での可燃物・不燃物・資源物等の分別、搬入場における再分別
 - ・本市の既存施設（焼却施設・埋立処分場）も活用し、適正処理を推進
- (4) 地元復興のため、地元業者を活用

3. 震災廃棄物の発生量（推計値）

仙台市内の震災廃棄物：約135.2万トン（仙台市の全ごみ発生量の4年分に相当）

<その他>

- ・堆積土砂 : 約130万トン

がれき処理費は約500億円、土砂処理費は約260億円、家屋等の解体・撤去費は約180億円 合計約900億円

4. 震災で廃棄物行政が学んだこと

- (1) 事前のシミュレーションの重要性
- (2) 燃料確保について事前に策を講じておくこと
- (3) 都市間連携の重要性
- (4) 民間事業者との信頼関係の醸成
- (5) 関係者との密な打ち合わせ
- (6) 迅速かつ的確な対応
- (7) 担当業務の明確化と権限付与、責任体制の明確化
- (8) 業務処理の具体的方針を示し、かつ、情報を集約し業務の進行管理できる体制の構築（トップダウン）